

報告第7号

平成26年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成 26 年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率

(単位 : %)

健全化判断比率	平成 26 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.11
連結実質赤字比率	—	18.11
実質公債費比率	11.7	25.0
将来負担比率	26.1	350.0

平成 26 年度決算に基づく荒尾市公営企業の資金不足比率

(単位 : %)

公営企業会計の名称	平成 26 年度	経営健全化基準
荒尾市水道事業会計	—	20.0
荒尾市下水道事業会計	—	20.0
荒尾市病院事業会計	—	20.0

平成 26 年度

荒尾市財政健全化
審査意見書

荒尾市監査委員

荒監査第78号
平成27年8月11日

荒尾市長 山下慶一郎様

荒尾市監査委員 町野 設男
同 木原 真一

平成26年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同条第2項の規定により、審査に付された平成26年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度
荒 尾 市 財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

健 全 化 判 断 比 率	平成 25 年度	平成 26 年度	早期健全化基準
	(%)	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	—	13.11
② 連結実質赤字比率	—	—	18.11
③ 実質公債費比率	11.2	11.7	25.0
④ 将来負担比率	41.7	26.1	350.0

3. 監査委員の意見

① 標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、② の連結実質赤字比率と共に、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

平成 26 年度の実質赤字比率については、歳入総額 21,893,517 千円から歳出総額 21,291,636 千円と翌年度に繰り越すべき財源 212,015 千円を差し引いた実質収支額は 389,866 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「—」となります。

なお、前年度の実質収支額 318,202 千円（実質収支比率 2.74%）から 71,664 千円増加し、また、実質収支比率は 3.37% となり、前年度より 0.63 ポイント改善しています。

② 標準財政規模に対する一般会計に特別会計・企業会計等を加えた全会計の実質赤字額、資金不足額の比率です。

平成 26 年度の連結実質赤字比率については、実質収支額が一般会計で 389,866 千円、特別会計では、国民健康保険△174,771 千円、介護保険（保険勘定）127,635 千円、後期高齢者医療 11,941 千円、介護保険（介護サービス勘定）6,871 千円、企業会計の資金剰余額が水道事業 645,649 千円、下水道事業 232,928 千円、病院事業 0 千円であり、連結で 1,240,119 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「-」となります。

前年度の連結実質の黒字額は 1,033,822 千円であり、206,297 千円改善したことになりますが、これは国民健康保険特別会計で 241,664 千円減少し、下水道事業会計で 144,486 千円、病院事業会計で 130,126 千円、水道事業会計で 84,003 千円増加したことが主な要因です。

③ 標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率で、3 か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、一時借入金利子等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

平成 26 年度の実質公債費比率は、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年平均の 11.7% であり、前年度 11.2% より 0.5 ポイント悪化しておりますが、早期健全化基準の 25.0 と比べると良好な比率となっています。

④ 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意出来るかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、(将来負担額 25,762,037 千円 - 充当可能財源等 23,097,781 千円) ÷ (標準財政規模 11,554,022 千円 - 算入公債費等の額 1,372,161 千円) × 100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計の地方債現在高 15,660,203 千円、工業団地土地購入費等の債務負担行為の支出予定額 223,917 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 7,047,567 千円、有明広域行政事務組合、大牟田・荒尾清掃施設組合の地方債償還に充当する負担等見込額 778,143 千円、一般会計職員の退職手当見込額 2,051,626 千円、第三セクター等の負債額 581 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 18 基金 6,236,706 千円、市営住宅使用料等 1,406,454 千円、基準財政需要額算入見込額 15,454,621 千円です。

平成 26 年度の将来負担比率は上記の式より 26.1% となります。これは、早期健全化基準の 7.5% で良好な数値であり、前年度の 41.7% と比べると 15.6 ポイント改善しています。これは、前年度に比べて将来負担額 999,676 千円減少し、充当可能財源等 613,334 千円増加したことが主な要因です。

将来負担額の減少は、公営企業債等繰入見込額 411,598 千円、退職手当負担見込額 213,994 円、組合負担等見込額 195,637 千円等が減少したためです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 48,107 千円減少したものの、財政調整基金等の充当可能基金 360,275 千円、基準財政需要額算入見込額 301,166 千円増加したのが主な要因です。

平成 26 年度

荒尾市公営企業会計の
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒監査第79号
平成27年8月11日

荒尾市長 山下慶一郎様

荒尾市監査委員 町野 設男
同 木原 真一

平成26年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度
荒尾市病院事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 病院事業会計 】

比 率 名	平成 25 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
	(%)	(%)	(%)
資金不足比率	2.4	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 1,505,151 千円、流動負債 2,137,515 千円で、前年度に比べると流動資産 1,016 千円減少し、流動負債 501,222 千円増加しています。

これは、流動資産で未収金 28,400 千円増加し、現金預金 22,113 千円、貯蔵品 4,682 千円、貸倒引当金 2,374 千円減少したことや、流動負債で一時借入金 100,000 千円減少し、地方公営企業会計制度の変更による企業債 467,774 千円、引当金 171,665 千円の増加が主な要因です。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと(流動資産 1,505,151 千円 + 貸倒引当金 2,374 千円) - (流動負債 2,137,515 千円 - 控除企業債等 263,557 千円 - 控除引当金等 171,665 千円) - 解消可能資金 204,217 千円 < 0 になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、国の示す基準からみますと健全な範囲で推移していると認められます。

平成 26 年度
荒尾市水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 水道事業会計 】

比 率 名	平成 25 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%)	(%)	(%)
	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 764,582 千円、流動負債 343,380 千円で、前年度に比べると流動資産 4,246 千円、流動負債 144,690 千円共に増加しています。

これは、流動資産で現金預金 24,557 千円減少し、未収金 23,269 千円、短期貸付金 5,000 千円増加したことや、流動負債でその他流動負債 58,291 千円減少し、地方公営企業会計制度の変更による企業債 212,216 千円、引当金 11,390 千円の増加が主な要因です。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと(流動資産 764,582 千円 + 貸倒引当金 841 千円) - (流動負債 343,380 千円 - 控除企業債等 212,216 千円 - 控除引当金等 11,390 千円)で、資金剰余額が 645,649 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、国の示す基準からみますと健全な範囲で推移していると認められます。

平成 26 年度
荒尾市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 下水道事業会計 】

比 率 名	平成 25 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%)	(%)	(%)
	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

平成 26 年度から地方公営企業法が全部適用となり、流動資産 293,792 千円、流動負債 623,329 千円になります。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと(流動資産 293,792 千円 + 貸倒引当金 1,550 千円) - (流動負債 623,329 千円 - 控除企業債等 556,804 千円 - 控除引当金等 4,111 千円)で、資金剰余額が 232,928 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、国の示す基準からみると健全な範囲で推移していると認められます。